

議案第 5 4 号

世田谷区立郷土資料館館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

郷土資料館運営委員会委員の任期について、再任及び委員が欠けた場合における補欠委員の任期を定めるとともに、委員の委嘱時期と運営委員会の開催時期との整合を図るため、本規則の一部を改正することとし、本案を提出する。

世田谷区立郷土資料館館則の一部を改正する規則

世田谷区立郷土資料館館則（昭和39年7月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第8条に次の1項を加える。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

2 令和8年11月24日に委嘱する委員の任期は、第8条第2項本文の規定にかかわらず、令和10年5月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立郷土資料館館則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立郷土資料館館則 昭和39年7月18日世教委規則第7号 改正 昭和41年3月8日世教委規則第3号 昭和44年12月1日世教委規則第5号 昭和47年3月21日世教委規則第1号 昭和53年3月30日世教委規則第4号 平成元年4月18日世教委規則第10号 平成6年6月30日世教委規則第11号 平成15年12月26日世教委規則第15号 平成18年3月29日世教委規則第16号 平成24年12月14日世教委規則第11号 平成27年12月11日世教委規則第25号 <u>令和8年9月 日世教委規則第15号</u> 世田谷区立郷土資料館館則 (趣旨) 第1条 この規則は、世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (開館時間) 第2条 世田谷区立郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (休館日)	○世田谷区立郷土資料館館則 昭和39年7月18日世教委規則第7号 改正 昭和41年3月8日世教委規則第3号 昭和44年12月1日世教委規則第5号 昭和47年3月21日世教委規則第1号 昭和53年3月30日世教委規則第4号 平成元年4月18日世教委規則第10号 平成6年6月30日世教委規則第11号 平成15年12月26日世教委規則第15号 平成18年3月29日世教委規則第16号 平成24年12月14日世教委規則第11号 平成27年12月11日世教委規則第25号 世田谷区立郷土資料館館則 (趣旨) 第1条 この規則は、世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (開館時間) 第2条 世田谷区立郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (休館日)

改正後	改正前
第3条 郷土資料館の休館日は、次に掲げる日（第3号及び第4号に規定する日のうち、1月15日、同月16日、11月3日、12月15日及び同月16日に当たる日を除く。）とする。 (1) 年始 1月2日及び同月3日 (2) 年末 12月29日から同月31日まで (3) 月曜日 (4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。） 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 （入館の申請）	第3条 郷土資料館の休館日は、次に掲げる日（第3号及び第4号に規定する日のうち、1月15日、同月16日、11月3日、12月15日及び同月16日に当たる日を除く。）とする。 (1) 年始 1月2日及び同月3日 (2) 年末 12月29日から同月31日まで (3) 月曜日 (4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。） 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 （入館の申請）
第4条 条例第4条の承認を受けようとする者は、入館票（第1号様式）又は団体入館票（第2号様式）に必要事項を記入することにより教育委員会に申請をしなければならない。 （団体の登録）	第4条 条例第4条の承認を受けようとする者は、入館票（第1号様式）又は団体入館票（第2号様式）に必要事項を記入することにより教育委員会に申請をしなければならない。 （団体の登録）
第4条の2 条例第8条の登録を受けようとする団体は、郷土資料館団体登録申請書（第3号様式）により教育委員会に申請をしなければならない。 2 教育委員会は、条例第8条の登録をしたときは、当該団体に郷土資料館団体登録証（第4号様式）を交付するものとする。 3 教育委員会は、条例第8条の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が偽り又は不正な手段により登録を受けたと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。 4 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに郷土資料館団体登録取消通知書（第5号様式）により当該団体に通知しなければならない。 5 前項の規定による通知を受けた団体は、速やかに郷土資料館団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。	第4条の2 条例第8条の登録を受けようとする団体は、郷土資料館団体登録申請書（第3号様式）により教育委員会に申請をしなければならない。 2 教育委員会は、条例第8条の登録をしたときは、当該団体に郷土資料館団体登録証（第4号様式）を交付するものとする。 3 教育委員会は、条例第8条の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が偽り又は不正な手段により登録を受けたと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。 4 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに郷土資料館団体登録取消通知書（第5号様式）により当該団体に通知しなければならない。 5 前項の規定による通知を受けた団体は、速やかに郷土資料館団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。

改正後	改正前
(集会室の使用の手続) 第5条 条例第9条第1項の承認（以下「使用承認」という。）を受けようとする登録団体は、郷土資料館集会室使用申請書（第6号様式）により教育委員会に申請をしなければならない。 2 前項の申請は、当該登録団体が使用を希望する日の1月前（その日が休館日に当たるときは、直後の休館日でない日）から受け付けるものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。 3 教育委員会は、使用承認をしたときは、当該登録団体に郷土資料館集会室使用承認書（第7号様式）を交付するものとする。 (使用料の減免) 第6条 条例第12条の規定により使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 公共的団体等が直接公益のために使用するとき。 半額 (2) 郷土資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等を開催する区民等の団体が会議若しくは学習会又は行事等のために使用する場合で、教育委員会が必要と認めるとき。 全額 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 教育委員会が相当と認める額 2 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする登録団体は、郷土資料館使用料減免申請書（第8号様式）により教育委員会に申請をしなければならない。 (使用料の還付) 第6条の2 条例第13条の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 使用承認を受けた登録団体があらかじめ使用を辞退したとき。 全額 (2) 使用承認を受けた登録団体が使用しなかったとき（教育委員会が相当と認める場合に限る。）。 全額	(集会室の使用の手続) 第5条 条例第9条第1項の承認（以下「使用承認」という。）を受けようとする登録団体は、郷土資料館集会室使用申請書（第6号様式）により教育委員会に申請をしなければならない。 2 前項の申請は、当該登録団体が使用を希望する日の1月前（その日が休館日に当たるときは、直後の休館日でない日）から受け付けるものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。 3 教育委員会は、使用承認をしたときは、当該登録団体に郷土資料館集会室使用承認書（第7号様式）を交付するものとする。 (使用料の減免) 第6条 条例第12条の規定により使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 公共的団体等が直接公益のために使用するとき。 半額 (2) 郷土資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等を開催する区民等の団体が会議若しくは学習会又は行事等のために使用する場合で、教育委員会が必要と認めるとき。 全額 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 教育委員会が相当と認める額 2 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする登録団体は、郷土資料館使用料減免申請書（第8号様式）により教育委員会に申請をしなければならない。 (使用料の還付) 第6条の2 条例第13条の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 使用承認を受けた登録団体があらかじめ使用を辞退したとき。 全額 (2) 使用承認を受けた登録団体が使用しなかったとき（教育委員会が相当と認める場合に限る。）。 全額

改正後	改正前
(3) 条例第10条第4号の規定により教育委員会が使用承認を取り消したとき。 全額 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 教育委員会が相当と認める額 2 条例第13条の規定により使用料の還付を受けようとする登録団体は、郷土資料館使用料還付申請書(第9号様式)により教育委員会に申請をしなければならない。 (寄贈及び寄託) 第7条 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託の申出を受けたときは、当該資料の由来を調査し、受贈又は受託の適否を決定しなければならない。 2 教育委員会は、資料の寄託を受けたときは、寄託者に対し、次の事項を記載した資料受託書を交付しなければならない。 (1) 品名及び数量 (2) 受託期間 (3) 受託の条件 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 3 教育委員会は資料の寄贈を受けたときは、前項の例により、寄贈者に対し受領書を交付しなければならない。 (運営委員会) 第8条 郷土資料館の適正な運営をはかるため、郷土資料館に学識経験者をもって構成する運営委員会を置くことができる。 2 委員は教育委員会が委嘱し、任期は2年とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u> <u>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 付 則 <u>(施行期日)</u>	(3) 条例第10条第4号の規定により教育委員会が使用承認を取り消したとき。 全額 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 教育委員会が相当と認める額 2 条例第13条の規定により使用料の還付を受けようとする登録団体は、郷土資料館使用料還付申請書(第9号様式)により教育委員会に申請をしなければならない。 (寄贈及び寄託) 第7条 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託の申出を受けたときは、当該資料の由来を調査し、受贈又は受託の適否を決定しなければならない。 2 教育委員会は、資料の寄託を受けたときは、寄託者に対し、次の事項を記載した資料受託書を交付しなければならない。 (1) 品名及び数量 (2) 受託期間 (3) 受託の条件 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 3 教育委員会は資料の寄贈を受けたときは、前項の例により、寄贈者に対し受領書を交付しなければならない。 (運営委員会) 第8条 郷土資料館の適正な運営をはかるため、郷土資料館に学識経験者をもって構成する運営委員会を置くことができる。 2 委員は教育委員会が委嘱し、任期は2年とする。 付 則 この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(委員の任期の特例)</u> <u>2 令和8年1月24日に委嘱される委員の任期は、第8条第2項</u> <u>本文の規定にかかわらず、令和10年5月31日までとする。</u> 付 則（昭和41年3月8日世教委規則第3号） この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 付 則（昭和44年12月1日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和47年3月21日世教委規則第1号） この規則は、昭和47年4月1日から施行する。 付 則（昭和53年3月30日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年4月18日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成6年6月30日世教委規則第11号） 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立郷土資料館館則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成15年12月26日世教委規則第15号） この規則は、平成16年1月1日から施行する。 附 則（平成18年3月29日世教委規則第16号） 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立郷土資料館館則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成24年12月14日世教委規則第11号） 1 この規則は、公布の日から施行する。	付 則（昭和41年3月8日世教委規則第3号） この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 付 則（昭和44年12月1日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和47年3月21日世教委規則第1号） この規則は、昭和47年4月1日から施行する。 付 則（昭和53年3月30日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年4月18日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成6年6月30日世教委規則第11号） 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立郷土資料館館則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成15年12月26日世教委規則第15号） この規則は、平成16年1月1日から施行する。 附 則（平成18年3月29日世教委規則第16号） 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立郷土資料館館則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成24年12月14日世教委規則第11号） 1 この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
2 この規則による改正後の世田谷区立郷土資料館館則の規定は、平成25年7月1日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 附 則（平成27年12月11日世教委規則第25号） 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立郷土資料館館則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和8年9月 日世教委規則第15号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	2 この規則による改正後の世田谷区立郷土資料館館則の規定は、平成25年7月1日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 附 則（平成27年12月11日世教委規則第25号） 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立郷土資料館館則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。